

学校における 負担軽減検討委員会

報 告 書

平成24年3月

埼玉県教育委員会

もくじ

第1章 検討の経緯 ······ 3

第2章 負担軽減方策

第1節 教科指導・生徒指導に関すること

1 研修

(1) 初任者研修 ······	7
(2) 研究協議会 ······	8
(3) 人権教育に関する研修 ······	9
(4) その他の研修 ······	10

2 研究委嘱

(1) 学力向上、教育に関する3つの達成目標に係る研究委嘱 ······	11
(2) 道徳に関する研究委嘱 ······	12
(3) 体育に関する研究委嘱 ······	13
(4) 特別支援教育研究委嘱 ······	14

3 学校訪問

(1) 県立高等学校への学校訪問 ······	15
(2) 県立特別支援学校への学校訪問 ······	16
(3) 市町村立学校への学校訪問 ······	17

4 部活動指導

(1) 運動部活動 ······	18
(2) 文化部活動 ······	19

第2節 学校外の団体等との連携に関すること

1 外部人材の活用

(1) 学校応援団の活動の活性化 ······	20
-------------------------	----

2 保護者対応

(1) 問題解決支援チームの設置 ······	22
-------------------------	----

第3節 学校の管理運営に関すること

1 文書事務	
(1) 文書事務の効率化（県立学校）	24
(2) 文書事務の効率化（市町村立学校）	26
2 I C T（情報通信技術）の活用	
(1) I C Tを活用した事務の効率化	27
(2) 総務事務システムの活用	29
3 会議	
(1) ノーメーティングの設定	30

第3章 今後の対応

第1節 県立学校	33
第2節 市町村立学校	34

参考

学校における負担軽減検討委員会設置要綱	37
学校における負担軽減検討委員会活動経過	41

はじめに

社会が大きな変革の時代を迎えており、学校を取り巻く環境も劇的に変化しており、教員が以前にも増して、子どもとじっくりと向き合う時間を確保することが難しい状況となっています。

平成19年3月の中央教育審議会の答申でも「社会の価値観の多様化や地域・家庭の教育力の低下など、近年の学校を取り巻く環境の変化の中で、学校教育に対する過度な期待や学校教育が抱える課題の一層の複雑化・多様化が進んできている。このような中、学校の管理運営や外部対応にかかる業務が増えてきており、結果として教員に子どもたちの指導の余裕がなくなってきた。」との見解が示されています。

また、平成20年には学習指導要領の改訂が告示され、各校種において授業時数が増加することとなり、その準備のための業務も必要となってきています。

そこで、埼玉県教育委員会においては、平成20年7月に「学校における多忙化解消検討委員会」を設置し、教員が各教科指導や生徒指導をはじめとする本来の職務を十分に果たすことができるよう、翌年3月から学校現場の負担の軽減に取り組みました。その取組内容は、県教育委員会が行う調査の厳選、会議・競技会・演技会等の行事の厳選、調査研究（モデル校）事業のあり方の見直しなどです。

そして、平成22年5月に設置された「学校における負担軽減検討委員会」では、それらの取組を踏まえながら、新たに指導関係の内容も検討項目に加えて、約2年間にわたり、学校における負担を軽減するための方策について検討を行いました。

一方、この検討途中の平成23年3月11日には、東日本大震災が発生しました。埼玉県内に避難してきた児童生徒の受入れは約1,200人に上り、県内の各学校では現在でもこれらの児童生徒の支援に尽力しているところです。この大災害により、学校教育の重要性が改めて認識され、その質の向上もこれまで以上に求められています。

この報告書は、このような状況も踏まえ、関係者の様々な御意見を伺いながら検討した結果を取りまとめたものです。埼玉県教育委員会としては、各県立学校において、その実情に応じて可能なことから取り組むよう指導するとともに、各市町村教育委員会にもその取組情報を提供して支援してまいります。

この取組を着実に実施し、教員が子どもと向き合う時間を確保することにより、学校教育の一層の充実が図られ、生き生きとした学校で子どもたちが健やかに成長していくことを心より願うものです。

結びに、この報告書の作成に当たり、貴重な御意見を賜りました関係者の皆様に深く感謝を申し上げますとともに、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年3月

学校における負担軽減検討委員会委員長
埼玉県教育局教育総務部長 板倉 克己

第1章 検討の経緯

第1章 検討の経緯

1 国の動き

文部科学省は、平成18年7月に「教員勤務実態調査」を実施した。その調査では、事務的な業務、生徒指導、補習・部活動に要する時間が大幅に増加しているとの結果が報告された。

これを受け、平成20年1月に、中央教育審議会から、外部人材の活用、事務的な調査の時期・期間を工夫することにより、教員の負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間の確保を図る旨の答申があった。

文部科学省は、平成19年11月、省内に「学校現場の負担軽減プロジェクトチーム」を設置していたが、この答申も踏まえ、平成20年3月に検討結果を発表した。

この中で、①調査事項の精選、調査方法・体制の改善など「調査文書等に関する事務負担の軽減」、②モデル指定の趣旨を明確化し、研究成果の共有と活用をはかるといった「モデル校事業のあり方の見直し」、③主幹教諭の配置・事務職員の活用、校務の情報化・効率化などの「学校の校務運営体制の改善」が必要であるとした。

この後、平成20年7月に「教育振興基本計画」を閣議決定し、その中には、「教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる」ことが盛り込まれた。

この他、平成21年11月には、行政刷新会議において「事業仕分け」を行い、教員が子どもと向き合う時間を増やすため、調査・報告事務を削減することとした。

2 埼玉県の動き

埼玉県では、平成20年7月に「学校における多忙化解消検討委員会」を設置し、教員の多忙化への対策を検討し、平成21年3月に検討結果を取りまとめた。この検討結果の中で、①調査事項の精選、調査回数の見直し、②会議、競技会、演技会等の行事の精選、③モデル校事業のあり方の見直しを提言し、県立学校や市町村教育委員会等に通知した。

また、平成22年5月には、「学校における負担軽減検討委員会」を立ち上げ、それまでの取組を踏まえながら、新たに指導関係の内容も検討項目に加えて、2年間にわたり検討を行ってきた。

3 検討体制及び検討事項について

本検討委員会においては、協議テーマに応じて、第1部会（部会長：県立学校人事課）、第2部会（部会長：義務教育指導課）、第3部会（部会長：家庭地域連携課）を設置し、それぞれの部会において、次の協議テーマについて検討を行った。

- 第1部会 学校の管理運営に関すること
- 第2部会 教科指導・生徒指導に関すること
- 第3部会 学校外の団体等との連携に関すること

4 検討状況及び本報告書の章立てについて

以上のとおり、学校における負担軽減検討委員会では、2年間にわたり、負担軽減方策の検討を進めてきた。

特に、第2部会での研修や学校訪問など教育指導面についての検討は、本検討委員会の大きな特色となった。

また、検討を進めていく過程で、実施可能な取組については先行して実施することとし、各学校の負担軽減に努めてきた。

それらの取組も含め、教育局として取り組むべき負担軽減方策、各学校で広く取り組んでいただきたい負担軽減方策について、第2章に掲載した。

さらに、負担軽減の取組を着実に進めていくために、第3章において、県立学校、市町村立学校それぞれの今後の対応について示した。

なお、巻末には、参考に設置要綱などを掲載した。

第2章 負担軽減方策

第2章の見方

第2章は、第1節 教科指導・生徒指導に関すること、第2節 学校外の団体等との連携に関すること、第3節 学校の管理運営に関するこの3つの節から構成されている。

第1節は、4項目、第2節は、2項目、第3節は、3項目に分かれている。

各項目には、それぞれ具体的な負担軽減方策の前に、その項目における「ねらい」を示している。

負担軽減方策については、まず、最も重要な取組の内容を枠囲いで示し、以下、現状、課題・問題点、期待される効果を示している。

第2章 負担軽減方策

第1節

1 研修

【ねらい】

教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、研修の質が低下しないように留意しつつ、学校を離れる研修の実施方法等の見直しを図る。

(1) 初任者研修

学校種ごとに、初任者研修の内容の見直しを図る。

▼現状

小学校では、初任時から学級担任をもつケースが多く、機関研修等で学校を離れることにより、授業面で児童に与える影響が大きいという指摘がある。また、機関研修日に校外行事を当てることができないため、年間行事日程の調整に支障が出ている。中学校においても、今後の採用数の増加に伴い、初任時から学級担任をもつケースが増加し、小学校と同様の支障を来す可能性がある。

社会の変化とともに多様化する教育課題に対応するためには、校種の特性や状況に応じた柔軟な研修体系が必要となっている。

一方で、現在実施している初任者研修について、参加者は、あらゆる研修内容に対して、大多数が「大変役に立った」「役に立った」と高い評価を出している。

▼課題・問題点

- ・現在の初任者研修の質を落とさないよう留意しつつ、また、授業への影響等も考慮しながら見直しを行う必要がある。
- ・2年次以降の研修についての検討が必要である。その際、現在、市町村教育委員会単位で行っている2年次以降の研修との調整が必要である。

▼期待される効果

- ・初任者研修の内容を見直すことにより、学校及び学級運営上の支障が減少する。
- ・授業への影響等に配慮しながら研修を体系化することにより、採用初期の教員の指導力を継続的かつ効果的に向上させることができる。
- ・学校種ごとに扱いを変えることにより、それぞれの学校種の状況に合わせた柔軟な研修内容にすることができる。

○スケジュール

<平成23年度>

- ・初任者研修の見直しと2年次以降の研修に関する課題について具体的な内容の検討を進めた。

<平成24年度以降>

- ・初任者研修年間計画の改訂準備を行い、平成25年度から実施する。
【高校教育指導課、義務教育指導課、特別支援教育課】

(2) 研究協議会

県教育委員会主催による研究協議会について、開催方法や参加校数等の見直しを図る。

▼現状

「埼玉県教育課程研究協議会」は、小・中学校それぞれ各教科等の分科会に半数の学校が参加している。研究協議会への参加者は、協議題に沿ったレポート（A4判1枚程度）を作成して持ち寄り、研究協議を行っている。

「国際理解教育研究協議会」は、平成22年度までは年に2回実施（第1回：小学校外国語活動を中心、第2回：国際理解教育活動を中心）していた。

「特別活動研究協議会」は、平成22年度までは県内8か所で実施（各教育事務所、小・中学校別）しており、年度ごとの参加者数は、県内の1／3の学校である。

▼課題・問題点

- 各学校の教職員数が少ない小規模学校等では、研究協議会への参加が困難になってしまっていることから、開催目的達成のために効果的な開催方法等に見直す必要がある。

▼期待される効果

- 「埼玉県教育課程研究協議会」については、現在の参加校のローテーションや分科会の進め方を見直すことで、小規模学校でも参加しやすくなる。また、参加できない学校にも資料提供をする等の手立てを講じることで、教育課程編成、実施における自校の改善を図ることができる。
- その他の研究協議会についても、開催方法等の見直しにより、学校運営上の支障が減少する。

○スケジュール

<平成23年度>

- 「埼玉県教育課程研究協議会」を1日開催から半日開催に変更した。
- 「国際理解教育研究協議会」を年2回から年1回の開催に変更した。
- 「特別活動研究協議会」の開催を廃止した。

<平成24年度以降>

- 「埼玉県教育課程研究協議会」については、2年間で県内すべての小・中学校が参加する現在のローテーションや各教科等の分科会の進め方について、見直しに向けた検討を進め、改善を図る。
- その他の研究協議会についても必要性について検討し、開催時期、回数、参加校等について見直しを図る。

◎市町村教育委員会主催の研究協議会についても、開催方法等の見直しなどについて、
市町村教育委員会に協力を依頼する。

【義務教育指導課】

(3) 人権教育に関する研修

関係課所との連携を図ることにより、教職員対象の研修会等の見直しを図る。

▼現状

人権教育に関する研修会の中には、関係課で実施している研修会と内容が重複している部分もある。また、全県1会場で実施している研修会もあるため参加する職員の移動に時間がかかり、学校での活動時間が少なくなる状況がある。

▼課題・問題点

- ・関係課が実施している研修会への参加を当課の研修会への出席として認める場合、参加希望等を把握し調整するなど、関係課との連携が必要である。
- ・1会場で実施している研修会を、2会場又は地区ごとの開催にする場合には、会場確保（予算を含む）、講師依頼、実施時期の調整が必要となる。

▼期待される効果

- ・内容が重複する関係課実施の研修会への参加について、当課実施の研修会出席として扱うことにより、出張回数が減り、学校での活動時間の確保につながる。
- ・研修会等を地区ごとに開催することにより、出張にかかる移動時間を軽減できるとともに学校での活動時間が増える。

○スケジュール

<平成23年度>

- ・人権教育に関する研修会の見直しの検討を行った。

<平成24年度以降>

- ・当課実施の研修会と内容が重複する関係課開催の研修会への参加については、当課実施の研修会への出席として扱うよう改善する。
- ・1会場開催の研修会を地区ごとの開催に分けるなど実施方法の工夫・改善を図る。

【人権教育課】

(4) その他の研修

県教育委員会主催の小・中学校教員対象の「リーダーのためのチャレンジ体験研修」や教務主任等研修会について、見直しを図る。

▼現状

「リーダーのためのチャレンジ体験研修」は、平成15年度から、公立小・中学校等教頭候補者名簿登載3年目の教員等を対象に、企業や異校種等での実務体験を通して視野の拡大や意識改革を図り、学校教育の推進に資することをねらいとして実施してきた。現在、夏季休業日等を中心に9日間の研修を行っている。

教務主任等研修会は、平成22年度までは、年間4日開催していた。

▼課題・問題点

- ・「リーダーのためのチャレンジ体験研修」は、研修対象者が減少する傾向がある。
- ・教務主任はできる限り出張を減らし、校務に専念させることが、学校運営上望ましい。
- ・研修内容の一部については、他の研修等に振り替えるなどして、引き続き実施する必要がある。

▼期待される効果

- ・研修対象者が、勤務する学校を離れる日数が減ることで、夏季休業中の学校運営がスムーズになる。
- ・部活動や補習的な学習等における指導・支援等が可能となる。
- ・本研修で教務主任が学校を離れる日数が縮減することにより、校務上の支障を減らすことができる。

○スケジュール

<平成23年度>

- ・「リーダーのためのチャレンジ体験研修」の在り方について、再検討した。
- ・教務主任等研修会について、全体の日数を4日から3日に変更した。

<平成24年度以降>

- ・「リーダーのためのチャレンジ体験研修」を廃止し、その内容の一部は他の研修に振り替える。

◎市町村教育委員会主催の研修については、開催方法等の見直しなどについて、市町村教育委員会に協力を依頼する。

【義務教育指導課・高校教育指導課】

2 研究委嘱

【ねらい】

研究した成果を発表する際、資料作成や事前準備の効率化を図る。

(1) 学力向上、教育に関する3つの達成目標に係る研究委嘱

- ①最小限必要とされる学校に限定して委嘱を実施する。
- ②研究委嘱校に対して、的確な支援を実施するとともに、研究した成果を発表する際の資料作成や事前準備の方法について、見直しを図る。

▼現状

県教育委員会による小・中学校への研究委嘱については、すでに見直しを進めており、校数は減少してきている。

校数の変遷	： 平成19年度	30校	平成20年度	26校
	平成21年度	27校	平成22年度	22校
	平成23年度	22校		

平成23年度は、22校のうち、「学力向上」に係る研究委嘱が9校、「教育に関する3つの達成目標」に係る研究委嘱が13校である。

▼課題・問題点

- ・県教育委員会としては、学校の自主的な研究を尊重し、指導・助言に当たっているが、研究委嘱校からは、研究成果発表に向けた資料作成や事前準備について、効率化が求められている。

▼期待される効果

- ・研究成果発表に向けた資料作成や事前準備の効率化ができる。

○スケジュール

<平成23年度以降>

- ・研究委嘱は、最小限必要とされる学校に限定して実施する。
- ・市町村教育委員会に対しては、市町村教育委員会指導事務主管課長等連絡協議会において、研究成果発表に向けた資料作成や事前準備の効率化について依頼する。

【義務教育指導課】

(2) 道徳に関する研究委嘱

埼玉県道徳教育推進協議会の開催回数や研究協力校における研究発表会の実施方法等について見直しを図る。

▼現状

道徳教育の研究委嘱については、研究推進モデル校と研究協力校がある。研究推進モデル校については、研究発表会を実施している。研究協力校については、研究発表会の実施は任意である。県教育委員会としては、研究委嘱校については、校内研修会などへの指導者の派遣や講演会の実施について支援を行っている。

▼課題・問題点

- ・研究委嘱に伴う資料の作成や、会議への出席、発表会の実施方法等について、見直しを図る必要がある。

▼期待される効果

- ・校内での研究や研究発表会のための事前準備を効率化できる。

○スケジュール

<平成23年度>

- ・平成24年度研究委嘱校の推薦受付（1～3月）。
- ・埼玉県道徳教育推進協議会を3回から2回に削減した。また、2回のうち1回の出席とした。
- ・研究紀要はできる限り内容を精選し、量が多くならないように指導した。

<平成24年度以降>

- ・研究推進モデル校として、小学校2校・中学校2校・高等学校4校の8校を委嘱する予定である。
- ・研究協力校については、希望する学校に応じて委嘱する予定である。
- ・研究推進モデル校による研究発表会を実施する。
- ・埼玉県道徳教育推進協議会を2回実施する。

【生徒指導課】

(3) 体育に関する研究委嘱

体力向上推進校を見直し、体力課題解決研究校とし、事務手続の効率化を図る。

▼現状

平成23年度は、平成22年度から引き続く体力向上推進校4校、平成23年度開始の体力課題解決研究校5校の9校に委嘱している。1・2年目は、推進事業報告書の作成、2年目は研究発表会・合同研究発表会がある。委託の対象事業は、実践研究・調査等がある。

▼課題・問題点

- ・研究委嘱に伴う資料の作成や、会議への出席、発表会の実施方法等について、見直しを図る必要がある。

▼期待される効果

- ・委嘱校の削減や研究発表会のための事前準備の効率化により、学校の事務手續が軽減される。

○スケジュール

<平成23年度>

- ・体力向上推進校委嘱の廃止とともに市町村への委託契約を廃止した。
- ・委嘱状交付式等を廃止した。
- ・体力課題解決研究校のみ指定した。
- ・市町村、会場校の準備を簡素化し、研究会及び講習会の開催計画書や報告書の原稿を簡素化し作成量を削減した。

<平成24年度>

- ・体力課題解決研究校の事務の効率化を検討する。

<平成25年度以降>

- ・体力課題解決研究校の成果発表・公表形式を改善する。

【保健体育課】

(4) 特別支援教育研究委嘱校

特別支援教育体制の推進に関する研究の研究委嘱について見直しを図る。

▼現状

特別支援教育体制の推進に関する研究委嘱については、平成21年度～22年度については小・中学校3校、平成22年度から23年度については中学校2校に委嘱している。

また、平成22年度から24年度までの3年計画で「特別支援教育体制整備事業」の中で、小・中学校における発達障害などを支援する仕組みづくりのためのモデル研究を5市において実施している。

▼課題・問題点

- これまでの小・中学校における研究委嘱校と「特別支援教育体制整備事業」の小・中学校モデル研究の位置付けを整理する必要がある。
- 県教育委員会が研究委嘱校に対して、適切な支援を実施し、これまでの研究委嘱成果を継続発展させて、県内に広められるような工夫が必要である。

▼期待される効果

- 特別支援教育体制の推進に関する研究委嘱を「特別支援教育体制整備事業」のモデル研究に一本化することで、学校の事務手続が軽減される。
- 「特別支援教育体制整備事業」のモデル研究による教育事務所ごとの成果発表会や市町村教育委員会への伝達講習会等を通じて、より効果的に研究成果を普及促進することができる。

○スケジュール

<平成23年度>

- 特別支援教育体制の推進に関する研究委嘱については、小・中学校の公募は廃止した。

<平成24年度>

- 特別支援教育体制の推進に関する研究委嘱を廃止する。

<平成25年度以降>

- 「特別支援教育体制整備事業」に係る研究委嘱の成果を普及させる。

【特別支援教育課】

3 学校訪問

【ねらい】

県教育委員会等による学校訪問の際、資料作成や事前準備の簡素化を図る。

(1) 県立高等学校への学校訪問

各学校の実情や要望を踏まえた訪問内容で実施する。

▼現状

平成20年度まで行っていた指導課訪問は、全県立高等学校を対象に、毎年度の訪問校を計画的に選定していた。また、全授業の観察及び全体研修会という統一的な内容で実施していた。平成21年度以降は、従来行っていた一律的な指導課訪問を廃止し、授業改善を目指す学校の主体的取組を支援するための「授業研究支援訪問」に形態を変更し、実施している。

▼課題・問題点

- ・学校の要望に合わせるために、訪問体制を整えておく必要がある。

▼期待される効果

- ・学校の実情や要望を踏まえた支援を行うことで、効率的な学校運営を行うことができる。

○スケジュール

<平成21年度～平成23年度>

- ・授業研究支援訪問を実施した。

<平成24年度以降>

- ・授業研究支援訪問を実施するとともに、必要に応じて、見直しをしていく。

【高校教育指導課】

(2) 県立特別支援学校への学校訪問

学校訪問の際に行っている研究授業を見直し、資料作成の簡素化を図る。

▼現状

平成22年度まで行っていた特別支援教育課指導主事学校訪問は、研究授業については、多くの学校で複数の研究授業を実施し、研究授業の学習指導案は細案を作成していた。また、授業公開については、全ての授業を公開、学習指導案（略案も可）又は公開授業一覧表を作成することとしていた。

平成23年度からは、特別支援教育課学校支援訪問に変更し、研究授業については、原則として1つとし、授業公開については、公開授業一覧表を作成するのみで、学習指導案の作成は不要とした。

▼課題・問題点

- ・資料作成などの事前準備について簡素化できないか見直しをする必要がある。

▼期待される効果

- ・学校訪問の形態を変更したことにより、資料作成に係る時間を、教材研究や授業の準備などにあてることができる。

○スケジュール

<平成23年度>

- ・従来の学校訪問を特別支援教育課学校支援訪問に変更し、原則として、研究授業を1つにし、授業公開については、公開授業一覧表を作成することとした。

<平成24年度以降>

- ・特別支援教育課学校支援訪問を実施するとともに、必要に応じて、見直しをしていく。

【特別支援教育課】

(3) 市町村立学校への学校訪問

学校訪問の際に作成していた資料作成や事前準備を簡素化する。

▼現状

学校訪問は、各学校の実態を把握し、各学校の教育力の向上を図るため実施している。

▼課題・問題点

- ・各学校の実態を把握するために学校訪問は欠かせないが、訪問前の学習指導案等の資料作成や事前準備に多くの時間をかけている。

▼期待される効果

- ・資料作成や事前準備にかけていた時間を短縮することにより、児童生徒と向き合う時間や授業の準備等の時間にあてることができる。

○スケジュール

<平成23年度>

- ・市町村教育委員会に対しては、市町村教育委員会指導事務主管課長等連絡協議会において、学校訪問に係る資料作成や事前準備の簡素化について依頼した。

<平成24年度以降>

- ・各学校の事前準備等を簡素化するよう、様々な機会を捉え、市町村教育委員会に協力を依頼する。

【小中学校人事課・義務教育指導課】

4 部活動指導

【ねらい】

生徒の心身の健全な発達のため、活動方法の見直しを図る。

(1) 運動部活動

- ①各部活動の実態に合った合理的で無理のない指導計画を作成する。
- ②部員数が多い場合等の対応として、県立学校においては外部指導者活用事業を活用するよう指導する。また、市町村立中学校にあっては、スポーツエキスパート事業を積極的に活用するよう働きかける。

▼現状

休養日が少なかつたり、1日の活動時間が、過度に長かつたりする部活動が一部見受けられる。また、部員数の多い部活動では、一人一人に対するきめ細かな指導が充分でない場合がある。

▼課題・問題点

- ・部活動が必要以上に長時間とならないよう、効率の良い活動とするための指導の工夫が必要である。
- ・担当の教員が専門外の場合や部員数の多い部活動では、学校の教職員だけでは、きめ細かな指導が困難になっている。

▼期待される効果

- ・活動時間の短縮や休養日の設定により、生徒の心身の健全な発達が期待できる。
- ・短時間で効果を上げるための密度の濃い練習により、生徒の集中力の向上が期待できる。
- ・積極的な外部指導者活用事業やスポーツエキスパート事業の活用により、きめ細かい指導が可能となる。

○スケジュール

<平成23年度>

- ・市町村助成事業であるスポーツエキスパート事業を活用。
- ・県立学校における運動部活動外部指導者活用事業を活用。
- ・「運動部活動指導資料」の活用推進を周知し、活動時間を明確にした。例えば、週当たり中学校期には1~2日程度、高等学校期は少なくとも1日の休養日の設定をするなど、短時間で最大効果の上がる活動内容を工夫するよう指導した。

<平成24年度以降>

- ・スポーツエキスパート事業及び運動部活動外部指導者活用事業の内容を検証する。
- ・関係機関との協力により、外部指導者活用事業の検討を行う。
- ・「運動部活動指導資料」の活用状況を検証し、更なる活用を促進する。

【保健体育課】

(2) 文化部活動

文化部において、各部活動の実態に合った合理的で無理のない指導計画を作成するとともに、活動時間・休養日等を明確にし、短時間で最大の効果が上がる練習を工夫し、実践する。

▼現状

休養日が少なかつたり、1日の活動時間が、過度に長かつたりする部活動が一部見受けられる。

▼課題・問題点

- ・部活動が必要以上に長時間とならないよう、効率のよい活動とするための指導の工夫が必要である。

▼期待される効果

- ・活動時間の短縮や休養日の設定により、生徒の心身の健全な発達が期待できる。
- ・短時間で効果を上げるための密度の濃い練習により、生徒の集中力の向上が期待できる。

○スケジュール

<平成23年度>

- ・文化部の活動状況の調査を実施した。（中学校）

<平成24年度以降>

- ・県立学校に休養日の設定などの工夫を指導する。
- ・市町村教育委員会に休養日の設定などの工夫を依頼する。

【義務教育指導課・高校教育指導課】

第2節 学校外の団体等との連携に関すること

1 外部人材の活用

【ねらい】

外部の人材を積極的に活用することにより、教育内容が充実し、児童生徒にきめ細かな指導ができるようにする。

(1) 学校応援団の活動の活性化

学校応援団の活動の活性化に向けた支援を充実させるとともに、活動を支えるコーディネーターの養成及び育成を行う。

▼現状

平成23年10月現在、小学校713校(100%)、中学校324校(89%)で学校応援団が組織されている。学校応援団は、ボランティアとして学校の教育活動に協力・支援を行う保護者や地域住民による組織であり、学校や地域の実情に応じて、ゲストティーチャーや学習支援ボランティアなどの「学習活動への支援」、登下校時のパトロールなどの「安心・安全確保への支援」、学校内の花壇の整備などの「環境整備への支援」、「部活動への支援」など学校の教育活動に対する様々な支援を行っている。

▼課題・問題点

- ・学校支援につながる活動を一層充実させるには、学校と学校応援団との間に立って調整役を担うコーディネーターの力量を更に高めていく必要がある。
- ・学校応援団の活動の幅の拡大や活動日数・回数の増加など、学校応援団の活動の活性化を図る必要がある。

▼期待される効果

- ・学校だけでは行うことが困難な業務や保護者・地域住民に参加していただいた方が教育上の効果が高い活動について学校応援団が支援することにより、子どもたち一人一人にきめ細かな指導ができる。
- ・地域の絆が深まり、地域の教育力が向上する。
- ・児童生徒の登下校の見守りにより、安心・安全な通学ができる。
- ・花壇の整備などの環境整備活動により、学校の教育環境が向上する。

○スケジュール

<平成23年度>

- ・コーディネーター養成研修やスキルアップ研修を実施した。
- ・地区別実践発表会、実践事例集、HPによる優良事例の情報提供を行った。
- ・参考資料「学校応援団のタイプ別活動例」を作成・配布した。

＜平成24年度以降＞

- ・コーディネーター養成研修やスキルアップ研修の内容の見直しを行う。
- ・地区別実践発表会、実践事例集、ＨＰによる優良事例の情報提供を行う。
- ・教員OB等が学校応援団の活動を支援するための仕組みについて検討する。

【家庭地域連携課】

2 保護者対応

【ねらい】

過度な要求・要望を繰り返す保護者等への対応を組織的に行うことにより、円滑な学校活動に支障が出ないようにする。

(1) 問題解決支援チームの設置

県内4教育事務所に設置されている「問題解決支援チーム」について、市町村教育委員会からの要請によって対応できるよう体制を整える。

▼現状

学校は、児童生徒を教育する場であるが、児童生徒の保護者等への対応もまた、とても大切なことである。しかし、現実には、保護者や地域の方々の考え方や価値観が多様化し、中には過度な要求・要望もあり、時には事態がこじれ、長期化・複雑化してしまうケースがある。本来子どものために協力する立場にある保護者等と学校が、結果として対立し合い、互いに苦しむ状況に陥り、解決が長引き、相互に疲弊してしまい、子どもにとってマイナスの状況を生み出す場合もある。

▼課題・問題点

- ・問題解決支援チームの活用等について広めていく必要がある。
- ・過度な要求・要望を繰り返す保護者等への学校としての対応力を高めるよう支援していく必要がある。

▼期待される効果

- ・保護者等からの過度と思われる要求・要望等に対し、学校問題解決支援チームが活動することにより、学校の教育活動本来の業務に専念することができる。
- ・教員や学校が、直接弁護士をはじめとする専門家に相談することができ、問題解決に有意義なアドバイスを受けることができる。

○スケジュール

<平成23年度>

- ・市町村教育委員会訪問や市町村教育長研究協議会、校長研究協議会等を通じて周知を重ねるとともに、学校問題解決支援チームが市町村の依頼に応じて速やかに対応できるよう体制整備を進めた。

<平成24年度以降>

- ・引き続き、市町村教育委員会訪問や市町村教育長研究協議会、校長研究協議会等を通じて周知を重ねる。
- ・学校問題解決支援チームの弁護士等が、直接学校と協議できるようにするなど、市町村からの依頼に応じて速やかに対応できるよう構成員や支援体制について改善を重ねていく。

【小中学校人事課】

- ◎ 県立学校においては、保護者等との対応において、学校だけでは解決が困難な問題に対応するため、教育局関係課が連携しての相談・助言、指導を行うとともに、専門的な判断等が必要な案件については、弁護士、医師、臨床心理士等の「専門家による個別相談」を活用し、円滑な学校運営が図られるよう支援している。
弁護士等の「専門家による個別相談」を活用し、引き続き県立学校における問題解決を支援していく。

【県立学校人事課】

第3節 学校の管理運営に関すること

1 文書

【ねらい】

文書の作成や調査の回答等に要する事務を効率化し、児童生徒と向き合う時間を確保する。

(1) 文書事務の効率化（県立学校）

県立学校における文書事務の効率化を図る。

▼現状

法令等の様々な根拠に基づき、県立学校から県教育委員会あて提出する書類や校内で作成・保存するべき文書は様々ある。学校内の文書事務の効率化については、提出文書の見直しなど、以前から必要に応じて実施している。

例えば、平成21年度から、就職内定月報について、県教育委員会とハローワークへの報告様式が異なっていたものを統一したり、入学者選抜事務における文書事務の見直し（事務処理要項の報告を紙から電子データへ変更）等を行っている。

▼課題・問題点

- ・県教育委員会の発出する通知に基づき、毎年同様に提出を求めてきた書類について、改めて、内容の削減や様式の見直しを図る必要がある。
- ・学校ごとに独自の様式により提出している書類については、効率の面から簡素化と統一化を図り、併せて電子データを提供するなど、改善する必要がある。
- ・文書事務の削減については、今後も必要性の有無などの観点から見直しを常に図っていく必要がある。

▼期待される効果

文書事務の効率化を図ることにより、書類作成にかかる時間を短縮することができる。

○スケジュール

<平成22年度～平成23年度>

- ・「70万人体験活動」に関する提出文書のうち、実施活動を具体的に記載する様式において、「活動すべてを記載する」から「2つ程度記載する」に改めた。
- ・次年度の教育課程表の提出について、従来の6月と12月の年2回の提出を6月の1回とすることにし、平成24年度から実施する旨、校長会等で周知した。
- ・留学受入について、「承認制」から「届出制」にし、かつ担当課を県立学校人事課から高校教育指導課に変更し、留学派遣の報告とあわせ窓口を高校教育指導課に一本化した。また、「留学の許可について（報告）」及び帰国後の「留学した生徒の復学許可について（報告）」の提出部数をそれぞれ2部から1部に変更した。

- ・指導要録のコンピュータを利用した作成について、試行を終了したこと
に伴い、手続を申請（年度当初）・報告（年度末）から届出（年度当初）
とした。
- ・特別支援学校校外行事実施届で求めている協議書を理由書に変更し、書
面を簡素化した。
- ・特別支援学校中学部・高等部卒業予定者の進路希望状況調査を3回から2回へ
変更した。

＜平成24年度以降＞

- ・見直しが可能な提出書類はないか引き続き検討し、見直せる文書がある場合は
直ちに実施する。

【高校教育指導課・特別支援教育課】

(2) 文書事務の効率化（市町村立学校）

市町村立学校における文書事務の効率化について、市町村教育委員会に協力を依頼する。

▼現状

学校や市町村教育委員会から県教育委員会へ提出する書類については、既に、見直し・精選・削減を図り、文書事務の効率化に努めてきた。市町村教育委員会が独自に実施している調査・報告についても、見直し・精選等が進められているが、市町村によって取組の差が見受けられる。

▼課題・問題点

- ・調査によっては、同じ項目を別の担当者がそれぞれ学校へ依頼している現状がある。担当間で連携を取りながら、調査項目を精選する等の工夫が必要なのではないかという意見がある。

▼期待される効果

- ・文書事務の効率化を図ることにより、書類作成にかかる時間を短縮することができる。

○スケジュール

<平成23年度>

- ・文書事務を削減するための取組事例を5月の市町村教育委員会事務局職員研究協議会で示し、削減の取組についての協力をお願いした。
- ・10月に市町村教育委員会に対して、実態調査を実施した。
- ・調査結果を分析し、1月の市町村事務局職員研究協議会で情報提供を行い、削減の取組についての協力をお願いした。
- ・例えば、教育に関する3つの達成目標の効果の検証については、表計算ソフトによる集計表を作成して各教育委員会へ配布した。

<平成24年度>

- ・市町村教育委員会の調査・照会の見直しの取組実施率を前年度の80%から90%を目標に取り組む。

<平成25年度以降>

- ・全ての市町村教育委員会で調査・照会の見直しの取組がなされるよう依頼する。

【小中学校人事課・義務教育指導課】

2 ICT（情報通信技術）の活用

【ねらい】

ICTを活用して事務の効率化を図り、児童生徒と向き合う時間を確保する。

（1）ICTを活用した事務の効率化

- ①「学校支援コミュニケーションサイト」（県立学校・市町村立学校対象）及び「教職員用ポータルサイト」（県立学校対象）を活用し、文書検索や教育局各課所から発信する情報の収集を容易にする。
- ②校務支援システムの活用を図る。（県立学校対象）

▼現状

「学校支援コミュニケーションサイト」は、掲示板などの機能がある県が設置したWEBサイトのことで、県内の教育機関が利用することができる。現在、教育局各課、県立学校、教育事務所、市町村教育委員会、市町村立学校など1,600課所で利用している。

県立学校においては、平成21年度以降パソコンの整備が進み、教員1人1台となっている。パソコンは、学校間ネットワークに接続されており、インターネットや電子メールを利用することができる。また、学校間ネットワーク上に「教職員用ポータルサイト」を設置し、教材や福利厚生などの情報提供に活用している。なお、単位制、総合学科、選択制高校では、複雑な成績処理等が必要なため、22校が校務支援システムを利用している。

市町村立学校においては、各市町村教育委員会の方針に基づき、パソコンやネットワークの整備を進めている。

▼課題・問題点

- ・「学校支援コミュニケーションサイト」は、平成22年度に設置されたもので、現在、有効な活用方法を検討している。
- ・「教職員用ポータルサイト」は、現在も教員への情報提供手段として活用されているが、さらに内容を充実させていく必要がある。
- ・例えば、「通知・通達集」等のページを作成した場合、掲載内容を常に最新の状態に保つため、通知等を発出すると同時に「学校支援コミュニケーションサイト」や「教職員用ポータルサイト」にも掲載することを教育局各課に徹底する必要がある。
- ・校務支援システムの導入には多額の経費がかかる。

▼期待される効果

- ・電子データでの情報共有が進むことにより、文書検索が容易になるなど事務にかかる時間が短縮される。
- ・「学校支援コミュニケーション」を活用することにより、市町村立学校とも容易に情報を共有することができる。
- ・校務支援システムの活用を図ることにより、事務の軽減とともにセキュリティ対策が図られる。

○スケジュール

<平成22年度～平成23年度>

- ・教育局各課が行なっている年間調査の一覧を作成し、通知・報告様式を「学校支援コミュニケーションサイト」に掲載した。
- ・教育局各課・知事部局が行なっている絵画・作文等作品募集一覧を「学校支援コミュニケーションサイト」に掲載した。
- ・県立学校における校務（成績処理など）の電子化について現状の調査を行った。

<平成24年度以降>

- ・「学校支援コミュニケーションサイト」及び「教職員用ポータルサイト」へ通知・通達等を掲載する。
- ・類似の調査、作品募集の統合・連携・廃止等の働きかけを行う。
- ・校務支援システムのモデル案を検討する。

【総務課・高校教育指導課・県立学校人事課】

(2) 総務事務システムの活用

- ① 服務管理の電子化により事務処理を効率化する。（出勤簿整理の自動化 等）
- ② 各学校・各教職員の服務に係る情報（休暇の取得状況 等）が総務事務システムに集約されることから、これまで学校に対して行っていた服務統計に係る照会や調査の削減・縮小を図る。
- ③ 各学校で行っていた給料諸手当の認定事務を総務事務センターに一元化する。
- ④ 給与や服務に係る事務が効率化されることを受け、事務職員が積極的に校務分掌に参画するなどの取組を進める。

▼現状

県立学校への総務事務システムの導入は、平成21年度から平成23年度までの3か年で計画的に進めてきた。

平成21年度の職員基本情報機能、平成22年度の給与・福利厚生機能に続き、平成23年度は平成24年1月1日に服務・実績給機能を導入し、総務事務システムのすべての機能が県立学校において稼働したところである。

▼課題・問題点

- ・平成23年度に導入した服務・実績給機能は稼働から間もないため、現時点では教職員がシステムへの入力操作やシステム導入後の事務処理の流れに不慣れである。
- ・総務事務システムが安定して運用されるまでは、事務職員が教員に対してシステムへの入力や給与・服務などの制度運用についての支援を行う必要がある。

▼期待される効果

- ・申請・届出と決裁処理を自らの業務用パソコンのみで行うことができることから、事務処理の省力化と時間短縮が図られる。
- ・服務管理の電子化により、出勤簿への押印の廃止など煩雑な事務が解消される。
- ・服務統計に係る照会や調査の削減・縮小により、事務処理の負担が軽減される。
- ・事務職員が積極的に校務分掌に参画していくことなどにより、校務運営をより円滑に進めることができる。

○スケジュール

<平成21年度～平成23年度>

- ・県立学校に総務事務システムを導入した。

<平成24年度以降>

- ・教職員に対する操作研修を実施する。
- ・学校に対して行っていた服務統計に係る照会や調査を削減・縮小する。
- ・総務事務システムの運用状況と各学校の校務運営の実情を踏まえながら、事務職員が校務分掌に参画するなどの具体的な取組を進めていく。

【県立学校人事課】

3 会議

【ねらい】

会議の準備に要する時間も含め、会議に要する時間全体を削減し、児童生徒に向き合う時間を確保する。

(1) ノーメーティングデーの設定

各学校で週1回、ノーメーティングデーを設定する。

▼現状

県立学校では、平成23年度において、「ノーメーティングデー」など放課後に会議等を行わない日を設定しているのは、210校（全・定・通・分校別）中58校であり、全体の27.6%と少ない割合となっている。

▼課題・問題点

- ・生徒指導などで、臨時の会議を開かねばならないこともあります、徹底が難しい。
- ・会議の総数を減らす必要があり、行事の精選、分掌の見直しが必要である。

▼期待される効果

- ・「ノーメーティングデー」を設けることで、児童生徒の下校後の時間を教材研究や授業の準備等の時間に充てることができる。

○スケジュール

＜平成24年度以降＞

- ・すべての県立学校で、週に1度、または隔週に1度、特定の曜日に定例の会議を行わない「ノーメーティングデー」を設定し、年間行事計画に位置づける。

【県立学校人事課】

- ◎市町村立学校については、市町村教育委員会に対し、県立学校での取組内容について紹介し、会議の効率化や縮減について協力を依頼する。

【小中学校人事課】

第3章 今後の対応

第3章 今後の対応

第2章に掲載した負担軽減方策の今後の対応については、県立学校については県立学校部が、市町村立学校については市町村支援部が、それぞれ進行管理を行っていく。

▼第1節 県立学校

本報告書に掲載されている負担軽減方策について、2年間にわたり検討を重ねてきた検討結果を確実に実行するために、今後の県立学校における取組を推進していく体制を、以下のとおりとする。

(1) 担当

教育局における取組を推進する担当は、県立学校部とする。県立学校人事課を中心に、部内外の関係課が連携し、負担軽減の取組を推進していく。

(2) 進行管理

負担軽減方策の取組については、各方策のスケジュールに基づき、県立学校人事課の進行管理のもと、実施していく。

(3) 取組状況の確認

県立学校人事課は、県立学校での負担軽減方策実施状況について確認する。

▼第2節 市町村立学校

1 市町村立学校の負担軽減の取組に係る協力依頼について

本報告書に掲載されている負担軽減方策について、県教育委員会は、各市町村においても取り組んでもらえるよう、協力を依頼していく。

(1) 協力依頼先

さいたま市を除く県内各市町村教育委員会とする。

(2) 担当

市町村教育委員会への協力依頼を行っていく担当は、市町村支援部とする。小中学校人事課を中心に、部内外の関係課が連携する。

(3) 進行管理

負担軽減の取組について、県教育委員会は会議等の機会を捉え、市町村教育委員会に対し協力依頼を行う。

市町村教育委員会のスケジュールに基づく進行管理についても、協力を依頼していく。

(4) 取組状況の確認

取組の状況については、市町村教育委員会からの情報提供により、小中学校人事課が取りまとめる。

2 負担軽減方策の情報提供について

県教育委員会は、県立学校での取組について市町村教育委員会へ情報提供をしていく。

参 考

学校における負担軽減検討委員会設置要綱

平成22年5月10日
教育総務部長決裁

(設置)

第1条 教職員が意欲をもって教育活動に取り組めるよう、学校における負担軽減のための取組方策について検討する「学校における負担軽減検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 学校における業務の改善に関すること。
- 二 教育委員会及び教育関係諸団体等における業務の改善に関すること。
- 三 その他、学校における負担軽減の推進に関すること

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長は、教育総務部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、県立学校部長、市町村支援部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 副委員長が司る職務代理の順位は、県立学校部長、市町村支援部長の順とする。
- 4 会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができます。

(部会)

第5条 委員会における検討事項を整理するため、委員会に次の3つの部会を置き、それぞれの項目を所掌させる。

- 一 第1部会 学校の管理運営、職員の勤務管理、事務負担の軽減、教職員の健康管理等に関すること

- 二 第2部会 学校における教育指導・生徒指導上の業務改善及び負担軽減等に関すること
 - 三 第3部会 学校と家庭・地域・外部団体等との連携等に関すること
- 2 部会は、部会長、幹事及び事務局員で構成し、別表2に掲げる職員をもって充てる。
- 3 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。なお、ふたつ以上の部会が合同で会議を開くことを妨げない。
- 4 部会長は、必要に応じて、幹事以外の職員を招集することができる。

(専門委員会)

- 第6条 委員長は、特に専門的な事項について調査・検討させるため、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の設置及び運営については、委員長が別に定める。

(意見聴取)

- 第7条 委員長は、検討事項について、必要に応じ、学校長などの意見を聞くことができる。

(事務局)

- 第8条 委員会の事務局を、教育総務部総務課内に置く。
- 2 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月18日から施行する。

別表1（第3条関係）

委員長：教育総務部長
副委員長：県立学校部長、市町村支援部長
委員：総務課長、教育政策課長、財務課長、教職員課長、福利課長
県立学校人事課長、高校教育指導課長、生徒指導課長、
保健体育課長、特別支援教育課長、高校改革推進課長
小中学校人事課長、義務教育指導課長、家庭地域連携課長、
人権教育課長、生涯学習文化財課長、スポーツ振興課長

別表2（第5条関係）

【第1部会】部会長：県立学校人事課長 幹事：総務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、 高校教育指導課、小中学校人事課、義務教育指導課の 主幹・主査級職員
【第2部会】部会長：義務教育指導課長 幹事：高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課、 特別支援教育課、義務教育指導課、人権教育課の 主幹・主査級職員
【第3部会】部会長：家庭地域連携課長 幹事：県立学校人事課、生徒指導課、小中学校人事課、 家庭地域連携課、生涯学習文化財課、スポーツ振興課 の主幹・主査級職員
【事務局】総務課 総務・行政監察担当

学校における負担 軽減検討委員会

委員長：教育総務部長
副委員長：県立学校部長、市町村支援部長
委員：教育局全17課長

事務局（総務課）

第3部会

部会長：家庭地域連携課長
構成課：県立学校人事課
生徒指導課
小中学校人事連携課
生涯学習文化財課
スポーツ振興課

第2部会

部会長：義務教育指導課長
構成課：高校教育指導課
生徒指導課
保健体育課
特別支援教育課
義務教育指導課
人権教育課

第1部会

部会長：県立学校人事課長
構成課：総務課
教職員課
福利課
県立学校人事指導課
高校教育指導課
小中学校人事課
義務教育指導課

（検討事項）
学校と家庭・地域・外部団体等との連携等に関すること

（検討事項）
学校における教育指導・生徒指導上の業務改善及び負担軽減等に関すること

（検討事項）
学校の管理運営、職員の勤務管理、事務負担の軽減、教員の健康管理等に関すること

学校における負担軽減検討委員会の活動経過について

平成22年度

5月18日 「学校における負担軽減検討委員会」第1回会合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会の組織体制、協議・検討項目、検討スケジュールなどについて確認 		
第1部会（部会長・県立学校人事課）	第2部会（部会長・義務教育指導課）	第3部会（部会長・家庭地域連携課）
(協議テーマ) 学校の管理運営に関すること	(協議テーマ) 教科指導・生徒指導に関すること	(協議テーマ) 学校外の団体等との連携に関すること
6月4日 第1回会合 <ul style="list-style-type: none"> ・検討課題、スケジュールの確認 ・負担軽減策のアイデアを各課から募ることとした 	6月8日 第1回会合 <ul style="list-style-type: none"> ・検討課題、スケジュールの確認 ・関係課に事業仕分けシートの作成を依頼した 	6月10日 第1回会合 <ul style="list-style-type: none"> ・検討課題、スケジュールの確認 ・関係課に事業仕分けシートの作成を依頼した
7月8日 第2回会合 <ul style="list-style-type: none"> ・各課から提案のあったアイデアシートをもとに検討 	6月30日 第2回会合 <ul style="list-style-type: none"> ・関係課から提出された事業仕分けシートに基づき検討 	6月30日 第2回会合 <ul style="list-style-type: none"> ・関係課から提出された事業仕分けシートに基づき検討
7月21日 県教育委員会が主催する会議等の現況調査を実施		
8月24日 第3回会合予定 <ul style="list-style-type: none"> ・県教委が主催する会議・研修等の実施状況調査の結果について検証 ・短期的に実施することが可能な取り組み(案)について検討 	8月12日 第3回会合(第3部会と合同会議) <ul style="list-style-type: none"> ・事業仕分けシートに基づき、各課で所管する事業の統廃合の可能性について協議 	8月12日 第3回会合(第2部会と合同会議) <ul style="list-style-type: none"> ・事業仕分けシートに基づき、各課で所管する事業の統廃合の可能性について協議
	8月20日 各種事業、研修会、作品募集に関する調査を実施(第2部会・第3部会の合同) <ul style="list-style-type: none"> ・すべての学校を対象に展開している事業、研修会等(いわゆる悉皆の事業)の見直しに向けた考え方について ・児童生徒を対象にした作文・絵画等の募集の現況調査 	
9月7日 「学校における負担軽減検討委員会」第2回会合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業部会における検討状況の報告、及び、今後の協議の方向性についての確認 		
9月27日 関係課に対して事業精選に向けた意向調査を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・研究委嘱(モデル事業)、教員研修、部活動・対外的業務、教育事務所による訪問指導について見直しの可能性について考え方を確認 		
11月15日 第1部会第4回会合 <ul style="list-style-type: none"> ・定例的な調査のワークブック化の検討 ・学校訪問指導の検討 		
12月20日 「学校における負担軽減検討委員会」第3回会合		
2月 意見聴取(小中学校・高等学校・特別支援学校の教員、職員団体)		

平成23年度

4月13日 高等学校等校長会議

- ・ 経過説明

4月26日 「学校における負担軽減検討委員会」第4回会合

- * 平成23年度当初に実施する取組
- ・ 「負担軽減取組チェックシート・負担軽減イチ活動」通知（県立学校のみ）
- ・ 「年間調査計画表」通知（県立学校・市町村教委）
- ・ 「児童生徒を対象にした絵画・作文等作品募集一覧表」通知（県立学校・市町村教委）

6月7日 「学校における負担軽減検討委員会」幹事会

6月7日 「学校における負担軽減検討委員会」第5回会合

7月8日 「学校における負担軽減検討委員会」に係る副部長会議

- ・ 負担軽減方策の検討

7月14日 「学校における負担軽減検討委員会」に係る3部長会議

- ・ 負担軽減方策の検討

7月27日 「学校における負担軽減検討委員会」第6回会合

- ・ 部長会議、副部長会議の結果報告
- ・ 今後の日程（各部会作業、最終報告書作成等）

第1部会（部会長・県立学校人事課）	第2部会（部会長・義務教育指導課）	第3部会（部会長・家庭地域連携課）
7月29日 3部会合同会議		
<ul style="list-style-type: none">・ 今後の作業について・ 最終報告書作成の方針・ （部会ごと）今後の作業内容の検討・確認		
8月～11月 報告書詳細検討・素案作成	8月～11月 報告書詳細検討・素案作成	8月～11月 報告書詳細検討・素案作成

8月19日 埼玉県公立小学校校長会・埼玉県中学校長会との意見交換会

- ・ 意見交換

8月31日 教育事務所担当者会議

- ・ 経過説明

9月28日 県立高校教頭理事会

- ・ 経過説明

12月14日 「学校における負担軽減検討委員会」に係る副部長会議

- ・ 報告書の内容検討

12月19日 「学校における負担軽減検討委員会」第7回会合

- ・ 報告書の内容検討

1月12日 「学校における負担軽減検討委員会」に係る副部長会議

- ・ 報告書（案）の検討

1月31日 「学校における負担軽減検討委員会」に係る副部長会議

- ・ 報告書（案）の検討

2月3日～13日 関係団体等への報告書（案）の説明

- ・各校長会（小・中・高・特）、各教育長会（都市・町村）、各PTA団体（県PT連、高PT連、特PT連）、各職員団体等

2月16日 「学校における負担軽減検討委員会」第8回会合

- ・ 学校における負担軽減検討委員会報告書の決定

3月 学校における負担軽減検討委員会報告書の公表

- ・ 報告書を県立学校、市町村教育委員会あて周知